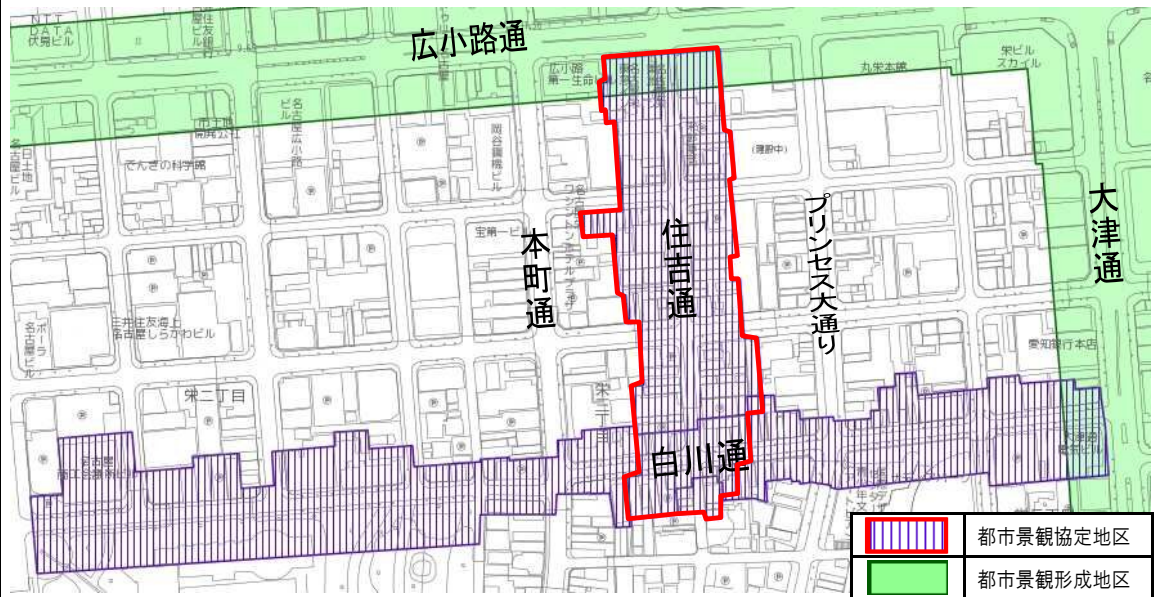


初回協定締結日:平成9年7月18日

住吉通都市景観協定

平成19年 7月11日第一回変更

平成29年 7月 4日第二回変更



※地区内には協定に同意していない方が含まれています

まちづくりの基本目標

- ・来街者に心地よさを提供する「おもてなしのできるまち」をつくる。
- ・まちなみに「和」の心を持つ都会的なまちをつくる。
- ・居住者、来街者とも、安心して楽しみながら歩ける安全なまちをつくる。

建築物・工作物・広告物の基準

【建築物】

- ・建築物所有者など関係人は、改修、改築に努める。
- ・意匠は、「モダンな和風」を心がけるとともに、まちなみへの調和に配慮する。
- ・1階部分の用途は、物販、飲食など商店街にふさわしい用途を原則とする。
- ・電気、空調、排水等の建築設備、物干場、ごみの収納・保管場所などは道路から目立たないようにする。(新築や増改築の際には、ごみの収納・保管場所を確保する。)
- ・ショーウィンドーのライトアップなど夜間のにぎわいの演出に努める。
- ・放置自転車や違法駐車をなくすため、新築や増改築の際には、駐車場などの確保をする。

【工作物・広告物】

- ・極端に鮮やかな色や蛍光色は注意して使う。
- ・まちなみに配慮した魅力あるものとなるよう、デザインや材質に配慮する。

(駐車施設)

- ・外装などに留意するとともに、緑化などによる外周の修景を行い、まちなみとの調和に配慮するものとする。

(自動販売機)

- ・デザインやまちなみとの調和に配慮し、歩道上にはみ出ないようにする。

(突出広告)

- ・歩道に出る場合、下端の高さは歩道面から2.5m以上、突出幅は道路境界から1m以内とし、市の道路占用許可を得るものとする。

(置き看板など)

- ・歩道上に置かず、自己の敷地内に置くようにする。

歩道の使用

- ・歩道上に商品をはみ出さない。また、歩道に植木鉢や飲食見本の飾り棚、置き看板などを出さない。
- ・商品などの搬入・搬出は、時間帯を午前中にするなど人の往来の妨げとならないよう努める。

まちの美観

- ・建築物や店舗前の歩道などは清掃に心がける。
- ・テナントビルは、敷地内にごみなどの収納・保管場所を確保し、管理責任者などが責任をもって管理する。
- ・ごみは決められた日に所定の場所に出し、歩道上などに放置しないようにする。